

## 令和3年度社会福祉施設等指導監査結果

【社会福祉課】

### I 社会福祉法人

#### 【総評】

令和3年度の法人監査については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地監査の延期や中止を行った結果、指導監査実施計画数24箇所に対して4箇所の実施に留まった。

平成29年度に実施された社会福祉法人制度改革を踏まえた指導監査は、令和元年度までの3か年で一巡したところであるが、一法人当たりの指摘件数は減少しているものの、実施した多くの法人で文書指摘を行うこととなった。

指摘内容については、法人運営の大部分は評議員会・理事会の定款上の手続きの誤りに関するものであった。また、経理については、決算書類の不整合や経理規程上の処理誤りに関するものが多かった。

#### 【文書指摘率と推移】

|           | H27  | H28  | H29   | H30  | R1   | R2   | R3   |
|-----------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 監査対象法人数   | 92   | 90   | 94    | 96   | 96   | 96   | 96   |
| 実施数(a)    | 43   | 44   | 38    | 29   | 34   | 13   | 4    |
| 文書指摘法人(b) | 14   | 14   | 38    | 28   | 33   | 10   | 3    |
| 指摘率 b/a % | 32.6 | 31.8 | 100.0 | 96.5 | 97.1 | 76.9 | 75.0 |
| 文書指摘件数    | 20   | 24   | 236   | 214  | 114  | 25   | 12   |

#### 【文書指摘内訳】

|        |          |          |    |
|--------|----------|----------|----|
| 文書指摘内容 | 法人運営     | 法人経理     | 合計 |
| 文書指摘件数 | 8(66.7%) | 4(33.3%) | 12 |

#### 【参考：口頭指摘内訳】

|        |           |           |    |
|--------|-----------|-----------|----|
| 口頭指摘内容 | 法人運営      | 法人経理      | 合計 |
| 口頭指摘件数 | 12(44.4%) | 15(55.6%) | 27 |

## 【主な指摘内容】

### 1 法人運営

- ・ 役員等の費用弁償が改正した役員費用弁償規程ではなく、旧規程に基づいて支払われていた。
- ・ 評議員会で新理事を選任した直後に開催する理事会の招集通知が、旧理事にされていた。
- ・ 理事会が監事を選任する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていなかった。
- ・ 監事2名全員が理事会を欠席していた。
- ・ 決算について、定款の定め（理事会の承認後に評議員会の承認を得る）によらず、評議員会の承認後に理事会の承認を得ていた。
- ・ 基本財産増加に伴う定款変更が評議員会で承認されているが、所有権移転の手続きが済んでおらず、所轄庁に届出なし。
- ・ 理事及び監事の報酬等の額について、定款において総額の範囲を評議員会で別に定めることを規定しているが、評議員会の決議で定められていなかった。

（R2年度の主な指摘内容）※R3年度に指摘した内容を除く

- ・ 定時評議員会が決算承認理事会後、2週間（中14日）空けずに開催されていた。
- ・ 評議員が連続して評議員会を欠席していた。
- ・ 理事や監事が連続して理事会を欠席していた。
- ・ 定款に記載の基本財産の面積が登記内容と一致していなかった。
- ・ 評議員会を決議の省略で行うことについての理事会の決定及び評議員全員の同意が適切に行われていなかった。
- ・ 評議員会を決議の省略で行った場合に議事録が作成されていなかった。
- ・ 理事会での理事長による職務執行状況報告が不十分であった。
- ・ 役員等の費用弁償が、費用弁償の範囲を超える金額で規定されていた。

### 2 法人経理（施設経理も含む。）

- ・ 経理規程と定款の不整合。
- ・ 改正社会福祉法の施行に伴う経理規程の改正がなされていない。
- ・ 拠点区分間繰越金について、内部取引の相殺消去が行われていない。
- ・ 勘定科目の大区分で予算流用が行われ、予算の補正が行われていない。

（R2年度の主な指摘内容）※R3年度に指摘した内容を除く

- ・ 決算書類の不整合、必要な附属明細書の作成不備。
- ・ 財産目録が所定の様式で作成されていない。
- ・ 登記事項の変更登記が期限内に行われていない。
- ・ 土地の賃貸借において、契約書や契約同いの作成が行われていない。

- ・ 当期末支払資金残高に資金不足が生じているにもかかわらず、繰入れを行っている。
- ・ 利用者等外給食費（費用）の計上漏れ。
- ・ 価格による随意契約で、複数見積りによる価格の比較が行われていない。
- ・ 継続的な契約において、契約更新の妥当性の検討がなされていない。
- ・ 措置施設において、当期末支払残高が当該年度の措置費収入の30%を超えている。
- ・ 予定価格が1千万円を超える契約について競争入札が行わず、随意契約とする合理的理由が不明確。

## Ⅱ 社会福祉施設

### 【総評】

令和3年度においては、昨年度同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地監査の延期や中止を行った結果、実施計画数114施設に対して33施設の実施に留まった。

指摘内容については、施設運営管理では、健康診断の未実施、不適正な人員配置等の事例がみられた。

入所者処遇では、各種規定の未整備・未改正、施設内委員会の未開催等の事例が見られた。

### 【施設別内訳】

| 施設種別   | 救護 | 養護 | 特養 | 軽費 | 児童 | 障害児 | 障害者 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 実施数    | 0  | 11 | 13 | 4  | 5  | 0   | 0   | 33 |
| 文書指摘施設 | 0  | 0  | 3  | 0  | 0  | 0   | 0   | 3  |
| 文書指摘件数 | 0  | 0  | 3  | 0  | 0  | 0   | 0   | 3  |

### 【文書指摘内容】

| 文書指摘内容 | 施設運営管理 | 入所者処遇 | 施設経理 | 合計 |
|--------|--------|-------|------|----|
| 文書指摘件数 | 1      | 0     | 2    | 3  |

### 【参考口頭指摘内容】

| 口頭指摘内容 | 施設運営管理 | 入所者処遇 | 施設経理 | 合計 |
|--------|--------|-------|------|----|
| 口頭指摘件数 | 9      | 15    | 16   | 40 |

## 【主な指摘内容】

### 1 施設運営管理

- ・ ユニット型特養老人ホームで適正な人員配置ができていない。
- ・ 直接処遇職員の腰痛健診未実施等、職員の健康管理が不十分。
- ・ 児童福祉法施行規則で定められた変更届が未提出及び提出遅延があった。
- ・ 職員の給与等級が給与規定で定めた等級別標準職務表と異なる。
- ・ 自然災害に対する災害マニュアルが未整備

（Ｒ２年度の主な指摘内容）※Ｒ３年度に指摘した内容を除く

- ・ 給与規程と実際に支給される給料、手当額の相違。初任給、昇給、手当等の決定根拠が不明確。

### 2 入所者処遇

- ・ 利用料金が改訂されていたが、管理規定・重要事項説明書が未改正。
- ・ 身体拘束廃止委員会等が定期的開催されていない。
- ・ 入所者の預り金の取扱いについて、取扱規定が未整備。

（Ｒ２年度の主な指摘内容）※Ｒ３年度に指摘した内容を除く

- ・ 利用者の事故が発生した際、市町村等への報告がない。
- ・ 入所者預かり金について、出金依頼書の未作成、利用者等への状況報告（年４回）の未実施。
- ・ 身体拘束を行う際の手続きについて運営規程に未整備。
- ・ 苦情処理状況の第三者委員への未報告。